

令和元年第2回定例会

総務企画常任委員会会議概要

委員長 木戸喜美男

副委員長 藤原浩平

- 1 開催日時** 令和元年6月21日（金曜日）
- 2 開催場所** 第1委員会室
- 3 審査案件**
- 議案第101号 青森市市税条例等の一部を改正する条例の制定について
議案第106号 契約の締結について（青森市立小柳小学校既存校舎解体工事）
議案第107号 契約の締結について（青森市立西中学校校舎改築工事）
議案第108号 契約の締結について（青森市立西中学校校舎改築電気設備工事）
議案第109号 契約の締結について（青森市立西中学校校舎改築暖房換気設備工事）
議案第110号 契約の締結について（青森市立西中学校校舎改築給排水衛生設備工事）
諮問第6号 下水道使用料の督促処分に対する審査請求に係る諮問について
諮問第7号 下水道使用料の徴収処分に対する審査請求に係る諮問について
諮問第8号 下水道使用料の督促処分に対する審査請求に係る諮問について
諮問第9号 下水道使用料の徴収処分に対する審査請求に係る諮問について
諮問第10号 下水道使用料の督促処分に対する審査請求に係る諮問について
諮問第11号 下水道使用料の徴収処分に対する審査請求に係る諮問について
諮問第12号 下水道使用料の督促処分に対する審査請求に係る諮問について
諮問第13号 下水道使用料の徴収処分に対する審査請求に係る諮問について
諮問第14号 下水道使用料の徴収処分に対する審査請求に係る諮問について
諮問第15号 下水道使用料の徴収処分に対する審査請求に係る諮問について
諮問第16号 下水道使用料の督促処分に対する審査請求に係る諮問について

4 報告事項

(1) 総合評価落札方式の試行に係る業種の拡大について

(2) 「令和2年度重点事業に関する要望」について

○出席委員

委員長	木戸喜美男	委員	渡部伸広
副委員長	藤原浩平	委員	大矢保
委員	赤平勇人	委員	奥谷進
委員	竹山美虎	委員	渋谷勲
委員	長谷川章悦		

○欠席委員

なし

○説明のため出席した者の職氏名

総務部長	能代谷潤治	監査委員事務局長	舘田一弥
総務部理事	山谷直大	総務部参事	小野正貴
総務部理事	吉本雅治	総務部参事	大久保文人
企画部長	小川徳久	総務部参事	三上智幸
企画部理事	横内修	企画調整課長	舘山公
企画部理事	加藤文男	税務部次長	工藤哲也
税務部長	相馬政人	税務部参事	兼平一成
会計管理者	鈴木裕司	浪岡事務所次長	小笠原聡
選挙管理委員会事務局長	貝森敦子	関係課長等	

○事務局出席職員氏名

議事調査課主事	高木涉	議事調査課主事	北山賢臣
---------	-----	---------	------

○木戸喜美男委員長 ただいまから、総務企画常任委員会を開会いたします。なお、本日は、三浦浪岡事務所副所長が文教経済常任委員会において所管の報告事項の説明があるため、欠席となります。

それでは、本日の案件に入ります。

初めに、今期定例会において本委員会に付託されました議案 6 件及び諮問 11 件の計 17 件について、ただいまから審査いたします。

最初に、議案第 101 号「青森市市税条例等の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。税務部長。

○相馬政人税務部長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）議案第 101 号「青森市市税条例等の一部を改正する条例の制定について」御説明申し上げます。

今回の改正は、地方税法等の一部を改正する法律が平成 31 年 3 月 29 日に公布されたことに伴い、青森市市税条例等において改正が必要な項目について改正しようとするものであります。

主な改正項目は、資料 1 「青森市市税条例等の一部を改正する条例の制定について」の表紙にあります個人市民税、軽自動車税、国民健康保険税に係る 5 点であります。

それでは、各改正項目について順に御説明申し上げます。

1 ページをごらんください。

1 点目は、個人市民税における住宅ローン控除に係る対応についてであります。

住宅ローン控除に係る対応につきましては、前回の消費税率引き上げ時におきましても、消費税率引き上げによる駆け込み需要とその反動減に係る対策としまして、住宅ローン減税の優遇措置として、控除対象借入限度額を 2000 万円から 4000 万円へ拡充するなどの対策がなされてきたところであります。

今回の改正では、令和元年 10 月 1 日の消費税率引き上げ時における住宅に係る需要変動の平準化対策といたしまして、令和 2 年 12 月までの間、消費税率 10% が適用される住宅取得等について、住宅ローン控除の控除期間を 3 年間延長しまして 13 年間とすることとされ、また、その際、適用年の 11 年目から 13 年目までの各年の控除限度額につきましては、消費税率 2% 引き上げ分の負担に着目し、住宅ローンの年末残高の 1% と建物購入価格の 2% のいずれか小さい額とすることとされたところであります。

なお、今回の措置による個人住民税の減収分につきましては、これまでと同様に、地方特例交付金により全額国費で補填されることとなっております。

次に、2 ページをごらんください。

2 点目は、個人住民税における子どもの貧困に対応するための非課税措置

についてであります。

現行の個人市民税の非課税措置の範囲につきましては、2ページの中ほどにありますように、障害者、未成年者、寡婦または寡夫で、前年の合計所得金額が135万円を超えない者と規定されておりますが、婚姻によらないで生まれた子を持つひとり親、いわゆる未婚のひとり親につきましては、地方税法において寡婦または寡夫に含まれていないため、非課税措置の対象外であるというのが現状であります。

そこで、今回の改正では、子どもの貧困への対応という観点から、未婚のひとり親につきましても非課税措置の対象に追加することとされ、具体的には、事実婚状態でないことを確認した上で支給される児童扶養手当の支給を受けており、前年の合計所得金額が135万円以下であるひとり親について、個人市民税を非課税とする措置を講ずるものであります。

次に、3ページをごらんください。

3点目は、軽自動車税におけるグリーン化特例に係る大幅見直しについてであります。

グリーン化特例につきましては、平成27年度税制改正において、大気汚染の改善及び地球温暖化の防止を図る観点から、一定の環境性能を有する三輪以上の軽自動車について、その燃費性能に応じて、取得した翌年度分の軽自動車税を軽減する特例措置として導入されたものであり、導入当初は平成28年度課税分のみのものでありましたが、その後、重点化を図った上で平成31年度課税分まで延長適用されてきたところであります。

今回の改正では、さらに重点化を図ることとされ、その適用対象を電気自動車と天然ガス自動車に限定することとされたものであります。

なお、この改正は、消費税率引き上げに配慮し、令和3年4月1日以後に初回新規登録または最初の新規検査を受けた自家用乗用車から適用することとしており、令和2年度及び令和3年度課税分につきましては、現行の特例措置を延長することとされたところであります。

次に、4ページをごらんください。

4点目は、軽自動車税における需要平準化対策に係る環境性能割の臨時的軽減についてであります。

平成28年度税制改正において、県税である自動車取得税の廃止に伴い失われる税収を一定程度確保し、環境インセンティブ機能を高めた形で、軽自動車税に新しい制度である環境性能割が導入され、令和元年10月1日以後に取得された自家用乗用車から、4ページ下の表の「税率」の欄にあります各税率によって、環境性能割が課されることとなっております。

今回の改正では、消費税率引き上げに伴う軽自動車の取得時の負担感を緩和するため、令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に自家用乗

用車を取得した場合、環境性能割の税率を1%軽減する臨時的軽減措置が講じられたものであります。

なお、今回の措置による軽自動車税の減収分につきましては、地方特例交付金により全額国費で補填されることとなっております。

5ページをごらんください。

5点目は、国民健康保険税における中間所得者層に配慮した課税限度額及び軽減判定所得の見直しについてであります。

まず、課税限度額の引き上げについてであります。今回の税制改正において、基礎課税額に係る課税限度額について、現行の58万円から61万円へと3万円引き上げられることとなりました。

本市におきましては、現在条例で規定している課税限度額は、国で定める課税限度額と同額としていること、また、平成30年4月からの国保制度の都道府県単位化に伴い定められました青森県国民健康保険運営方針におきまして、国が政令で定める賦課限度額と同額とすると示されたことに基づき、県内市町村においては、国の定める課税限度額どおり規定する予定でありますことから、58万円から61万円に引き上げようとするものであります。

次に、軽減判定所得の見直しについてであります。

国民健康保険税の軽減につきましては、国が定める基準によりその措置を行っており、今回も低所得者のさらなる負担軽減拡充の観点から、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の5割軽減・2割軽減の判定所得基準について改正することとされました。

具体的には、軽減判定基準となる所得の算定におきまして、被保険者の数に乗ずべき金額を、5割軽減についてはこれまでの27万5000円から5000円引き上げ28万円に、2割軽減についてはこれまでの50万円から1万円引き上げ51万円にそれぞれ引き上げ、軽減対象世帯の拡充を図る内容となっております。

また、以上の改正のほか、引用する法律においてなされた手続規定の整備等に伴う改正や字句の整備、条項ずれ等に伴う改正、さらには改元に伴う改正につきまして、所要の規定の整備を行おうとするものであります。

これらの条例の関係規定につきましては、資料2の新旧対照表記載のとおりであります。

以上、議案第101号「青森市市税条例等の一部を改正する条例の制定について」御説明申し上げます。

何卒、慎重御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

○木戸喜美男委員長 これより質疑を行います。

御質疑ありませんか。赤平委員。

○**赤平勇人委員** ごめんなさい。4番目の軽自動車税、需要平準化対策に係る環境性能割について、もう1回説明してもらってもいいでしょうか。

○**木戸喜美男委員長** 答弁を求めます。税務部長。

○**相馬政人税務部長** 環境性能割について、もう一度ということでございました。

この環境性能割ですけれども——ちょっと重複しますけれども、平成28年度税制改正におきまして、県税である自動車取得税の廃止に伴い失われる税収を一定程度確保しようとする事とし、環境インセンティブ機能を高めた形で、軽自動車税に新しい制度である環境性能割が導入されたものであります。令和元年10月1日以後に取得された自家用乗用車から、この表に記載の「税率」の欄にあります各税率によって、環境性能割が課されることとなっております。

今回は、消費税の増税に伴う負担感の緩和をするため、1%のものについては非課税に、2%のものについては1%とそれぞれ1%ずつ引き下げようとするという内容のものであります。

以上でございます。

○**木戸喜美男委員長** 赤平委員。

○**赤平勇人委員** ありがとうございます。

全体として今回の改正は、増税対策という意味合いがあるということは今の説明でもあったんですけれども、住宅の対策、住宅ローン控除に係る対応、これは、住宅を持てる人は消費税対策として恩恵をあずかれるわけですけれども、一方で、賃貸住宅の方は、まだ国として対策がなされていないというような不十分な部分も持ち合わせていることは指摘しなければいけないなと思いつつも、ただ、いずれにしても市民の利益になる——例えば、国保なんかは低所得者の負担は減るわけなので、こうしたことも含まれているので、私たちとしては賛成したいなと意見を申し上げておきたいと思えます。

○**木戸喜美男委員長** ほかに発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**木戸喜美男委員長** なければ、質疑はこれにて終了いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**木戸喜美男委員長** 御異議なしと認めます。

よって、議案第101号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第106号「契約の締結について（青森市立小柳小学校既存校舎解体工事）」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。山谷総務部理事。

○山谷直大総務部理事 おはようございます。「おはようございます」と呼ぶ者あり）議案第 106 号「契約の締結について（青森市立小柳小学校既存校舎解体工事）」について、御説明申し上げます。

資料をごらんください。

工事の名称及び場所については、資料に記載のとおりであります。工事概要については、既存校舎及び附属構造物の解体など解体工一式でありまして、既存校舎棟（鉄筋コンクリート造 3 階建て）、延べ床面積 6397.00 平方メートル、渡り廊下（鉄骨造平家建て）、延べ床面積 102.00 平方メートルなどの解体撤去を行うものであります。工期につきましては、令和 2 年 3 月 31 日までとなっております。

入札結果につきましては、去る 4 月 22 日に一般競争入札を執行した結果、予定価格内で落札されましたので、株式会社大新興業と 2 億 7866 万 7400 円で契約を締結しようとするものであります。

今後の整備の予定といたしましては、記載のとおり令和元年度に既存校舎解体工事を実施し、令和 2 年度以降にグラウンド整備設計を予定しております。なお、参考資料として入札執行票及び公告を添付しております。

以上、議案第 106 号「契約の締結について（青森市立小柳小学校既存校舎解体工事）」について御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○木戸喜美男委員長 これより質疑を行います。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○木戸喜美男委員長 質疑はないものと認めます。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○木戸喜美男委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第 106 号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 107 号「契約の締結について（青森市立西中学校校舎改築工事）」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。山谷総務部理事。

○山谷直大総務部理事 議案第 107 号「契約の締結について（青森市立西中学校校舎改築工事）」について、御説明申し上げます。

資料をごらんください。

工事の名称及び場所については、資料に記載のとおりであります。工事概要につきましては、校舎棟（鉄筋コンクリート造3階建て）、延べ床面積7874.29平方メートルなどの建築一式工事であり、工期につきましては、令和3年3月1日までとなっております。

入札結果につきましては、去る4月26日に一般競争入札を執行した結果、予定価格内で落札されましたので、北斗・桜井・山口特定建設工事共同企業体と20億6140万円で契約を締結しようとするものであります。

今後の工事の予定といたしましては、記載のとおり令和2年度に既存校舎解体工事設計業務委託を行い、令和3年度以降、既存校舎解体工事などに取りかかっていく予定としております。資料右側の図面の中で、点線で表している部分が今後の工事の予定に係る部分であります。なお、参考資料として入札執行票及び公告を添付しております。

以上、議案第107号「契約の締結について（青森市立西中学校校舎改築工事）」について御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○木戸喜美男委員長 これより質疑を行います。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○木戸喜美男委員長 質疑はないものと認めます。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○木戸喜美男委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第107号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第108号「契約の締結について（青森市立西中学校校舎改築電気設備工事）」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。山谷総務部理事。

○山谷直大総務部理事 議案第108号「契約の締結について（青森市立西中学校校舎改築電気設備工事）」について、御説明申し上げます。

資料をごらんください。

工事の名称及び場所については、資料に記載のとおりであります。この工事は、先ほど御説明いたしました青森市立西中学校校舎改築工事に付随するもので、「3 工事概要」に記載のとおり、電灯設備工事、動力設備工事など電気設備工一式を行うものであり、工期につきましては、令和3年3月1日までとなっております。

入札結果につきましては、去る4月26日に一般競争入札を執行した結果、予定価格内で落札されましたので、青森相互電設株式会社と1億6728万8069円で契約を締結しようとするものであります。なお、参考資料として入札執行票及び公告を添付しております。

以上、議案第108号「契約の締結について（青森市立西中学校校舎改築電気設備工事）」について御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○木戸喜美男委員長 これより質疑を行います。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○木戸喜美男委員長 質疑はないものと認めます。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○木戸喜美男委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第108号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第109号「契約の締結について（青森市立西中学校校舎改築暖房換気設備工事）」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。山谷総務部理事。

○山谷直大総務部理事 議案第109号「契約の締結について（青森市立西中学校校舎改築暖房換気設備工事）」について、御説明申し上げます。

資料をごらんください。

工事の名称及び場所については、資料に記載のとおりであります。この工事は、先ほど御説明しました青森市立西中学校校舎改築工事に付随するもので、「3 工事概要」に記載のとおり、空調設備工事、換気設備工事など暖房換気設備工一式を行うものであり、工期につきましては、令和3年3月1日までとなっております。

入札結果につきましては、去る4月26日に一般競争入札を執行した結果、予定価格内で落札されましたので、東北水道設備工業株式会社と1億8965万8159円で契約を締結しようとするものであります。なお、参考資料として入札執行票及び公告を添付しております。

以上、議案第109号「契約の締結について（青森市立西中学校校舎改築暖房換気設備工事）」について御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○木戸喜美男委員長 これより質疑を行います。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○木戸喜美男委員長 質疑はないものと認めます。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○木戸喜美男委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第 109 号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 110 号「契約の締結について（青森市立西中学校校舎改築給排水衛生設備工事）」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。山谷総務部理事。

○山谷直大総務部理事 議案第 110 号「契約の締結について（青森市立西中学校校舎改築給排水衛生設備工事）」について、御説明申し上げます。

資料をごらんください。

工事の名称及び場所については、資料に記載のとおりであります。この工事は、先ほど御説明しました青森市立西中学校校舎改築工事に付随するもので、「3 工事概要」に記載のとおり、衛生器具設備工事、給水設備工事など給排水衛生設備工一式を行うものであり、工期につきましては、令和 3 年 3 月 1 日までとなっております。

入札結果につきましては、去る 4 月 26 日に一般競争入札を執行した結果、予定価格内で落札されましたので、芝管工株式会社と 1 億 5320 万 8000 円で契約を締結しようとするものであります。なお、参考資料として入札執行票及び公告を添付しております。

以上、議案第 110 号「契約の締結について（青森市立西中学校校舎改築給排水衛生設備工事）」について御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○木戸喜美男委員長 これより質疑を行います。

御質疑ありませんか。大矢委員。

○大矢保委員 入札執行票の中で、東北水道設備工業株式会社が無効となっているんですけども、これはどういうことですか。

○木戸喜美男委員長 答弁を求めます。山谷総務部理事。

○山谷直大総務部理事 1 者が無効となっております。これは、同一日に同一業種の同等級で入札した工事で、さきに落札候補者となった場合はそれ以降の入札を無効とする、いわゆる一抜け方式を採用しております。この当該 1 者が、さきに実施した同業種・同等級工事である暖房換気設備工事の入

札において落札候補者となりましたことから、一抜けということで無効になっているものであります。

○木戸喜美男委員長 ほかに発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○木戸喜美男委員長 なければ、質疑はこれにて終了いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○木戸喜美男委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第 110 号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、諮問第 6 号「下水道使用料の督促処分に対する審査請求に係る諮問について」から諮問第 16 号「下水道使用料の督促処分に対する審査請求に係る諮問について」までの計 11 件については、内容に関連があることから一括議題といたします。

各諮問の内容及び各諮問に対する市当局の見解等について説明を求めます。総務部長。

○能代谷潤治総務部長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）本定例会に提出しております下水道使用料の督促処分及び徴収処分に対する審査請求に係る諮問事案の概要について御説明させていただきます。

お手元の資料をごらんいただきたいと思います。

まず、対象事案ですが、諮問第 6 号「下水道使用料の督促処分（平成 30 年 3 月分）に対する審査請求」から諮問第 16 号「下水道使用料の督促処分（平成 30 年 8 月分）に対する審査請求」までの 11 件であります。

まず、処分の内容であります。諮問第 6 号、第 8 号、第 10 号、第 12 号及び第 16 号につきましては、下水道使用料の督促処分に対するもの、諮問第 7 号、第 9 号、第 11 号、第 13 号、第 14 号及び第 15 号につきましては、下水道使用料の徴収処分に対するものという内容になっております。いずれも処分庁につきましては、青森市公営企業管理者企業局長となっております。

2 ページのほうに移っていただきまして、審査請求の経過であります。表にして記載しておりますが、処分庁であります企業局長が——それぞれ黒囲みですが——平成 30 年 3 月、4 月、5 月、6 月及び 8 月分の下水道使用料督促状並びに平成 30 年 4 月、5 月、6 月、7 月、8 月及び 9 月の下水道使用料納入通知書により行いました当該処分を不服として、審査請求人から、それらの取り消しを求める審査請求書が青森市長宛てに提出されたものであります。

3 ページに移っていただきまして、審査請求の主な理由といたしまして、審査請求人及び処分庁の主張の要旨を記載しております。

まず、審査請求人の主張は、諮問第 6 号、第 8 号、第 10 号、第 12 号及び第 16 号につきましては、「合理的な理由がないままに青森市下水道条例を改正し、下水道使用料に係る督促手数料を無料化した。過てる青森市下水道条例を根拠とした下水道使用料督促処分は違法若しくは不当」であるというもの、諮問第 7 号、第 9 号、第 11 号、第 13 号、第 14 号及び第 15 号につきましては、「下水道使用料督促状の発行には 70.6 円の費用がかかっているにもかかわらず、下水道使用料督促手数料を無料化した現行下水道条例の下水道使用料は、違法・不当」であるというものであります。

次に、処分庁である企業局長の主張であります。諮問第 6 号、第 8 号、第 10 号、第 12 号及び第 16 号につきましては、本件の督促状による処分は、地方自治法第 231 条の 3 及び青森市下水道条例第 30 条の 2 の規定を踏まえて行った処分であるというもの、諮問第 7 号、第 9 号、第 11 号、第 13 号、第 14 号及び第 15 号につきましては、本件通知書による処分は、青森市下水道条例、地方自治法、地方自治法施行令及び青森市企業局財務規程の規定を踏まえて行った処分であるというものであります。

次に、審査請求に係る審査庁である市長の見解等ということで、まず、審理員による審理結果についてでありますけれども、審査請求人及び処分庁によるそれぞれの主張を踏まえまして、審理員による一連の審理手続が行われ、審理員意見書が提出されております。その内容につきまして、資料 3 ページから 4 ページのほうに記載しておりますけれども、4 ページのほうに結論といたしまして、本件審査請求には、理由がないことから棄却されるべきであるというものであります。

この審理結果を受けまして、審査庁において、審理員意見書及び事件記録並びに関係法令等を確認いたしましたが、審理員が行った審理手続及び法令解釈等に誤りや不合理な点などは認められないため、その内容は妥当であるとの結論に至ったところであり、審理員意見書のとおり、審査請求人の主張する違法または不当な点は認められないため、審査庁である市長の見解として、当該審査請求については、いずれも棄却すべきものと考えております。

以上、提出いたしました諮問事案に係る概要を御説明申し上げました。参考資料といたしまして、審理員意見書及び事件記録をお配りしておりますのであわせてごらんいただき、慎重御審議の上、御答申を賜りますようお願い申し上げます。

○木戸喜美男委員長 これより質疑を行います。

御質疑、御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○木戸喜美男委員長 質疑はないものと認めます。

それでは、各委員から、各諮問について総括的な御意見を伺いたいと思います。

御意見のある委員は発言をお願いします。赤平委員。

○赤平勇人委員 ただいま総務部長からの説明を受け、また審理員の意見書及び事件記録の全てに目を通しました。

私は市の説明は正しいと思いますし、これまで委員会の場合でも一貫して同様の請求を棄却してきた経緯がありますので、今回の諮問についても、市の説明のとおり、全て棄却すべきだと私は思います。

○木戸喜美男委員長 ほかに発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○木戸喜美男委員長 それでは、各諮問に対してどのように意見を述べるのか確認したいと思います。

まず、各諮問に対する意見は、答申書を作成の上、棄却、却下、認容などの結論と意見を掲載することによろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○木戸喜美男委員長 次に、答申書（案）の作成は、正副委員長に一任することによろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○木戸喜美男委員長 次に、答申書（案）の確認は、報告事項まで終了した後、本委員会を暫時休憩とし、その間に正副委員長が答申書（案）を作成し、委員会再開後に答申書（案）の内容を確認することによろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○木戸喜美男委員長 また、その答申書（案）の確認の際には、理事者の出席は求めないことといたしたいと思いますますが、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○木戸喜美男委員長 それでは、本委員会に付託されました諮問の採決の方法についてお諮りいたします。

採決の方法は、諮問第6号「下水道使用料の督促処分に対する審査請求に係る諮問について」から諮問第16号「下水道使用料の督促処分に対する審査請求に係る諮問について」までの計11件を一括してお諮りしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○木戸喜美男委員長 御異議なしと認めます。

よって、採決の方法は、諮問第6号「下水道使用料の督促処分に対する審査請求に係る諮問について」から諮問第16号「下水道使用料の督促処分に対

する審査請求に係る諮問について」までの計 11 件を一括してお諮りすることに決しました。

それでは、諮問第 6 号から諮問第 16 号までの計 11 件について、委員会としての結論を確認いたします。

諮問第 6 号から諮問第 16 号までの計 11 件についての市の見解は、棄却することが適当とのことでした。また、委員から棄却すべきとの御意見がありましたが、本委員会としては、棄却すべきであると答申すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○木戸喜美男委員長 御異議なしと認めます。

よって、諮問第 6 号から諮問第 16 号までの計 11 件については、棄却すべきであると答申すべきものと決しました。

以上で、今期定例会において本委員会に付託されました議案及び諮問の審査は終了いたしました。

～中略～

○木戸喜美男委員長 質疑はないものと認めます。

この際、ほかに理事者側から報告事項などありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○木戸喜美男委員長 また、委員の皆さんから御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○木戸喜美男委員長 この際、暫時休憩いたします。

再開時刻は、午前 11 時 35 分からいたします。

委員会再開後に、正副委員長が作成した答申書(案)を確認していただきます。よろしく願いいたします。

午前 11 時 19 分休憩

午前 11 時 35 分再開

○木戸喜美男委員長 休憩前に引き続き、委員会を開きます。

それでは、先ほど棄却すべきであると答申すべきものと決した諮問第 6 号「下水道使用料の督促処分に対する審査請求に係る諮問について」から諮問第 16 号「下水道使用料の督促処分に対する審査請求に係る諮問について」までの計 11 件に対する答申書(案)について、ただいまから審査いたします。

まず、先ほど各諮問に対してどのように意見を述べるかについては、答申書を作成し答申することとし、答申書（案）の作成については正副委員長に一任されました。

また、各諮問については、全員異議なく、審査請求について棄却すべきであると答申すべきものと決したところであります。

そこで、各諮問に対する答申書（案）を配信しているので、答申書（案）の内容について副委員長から説明をさせます。藤原副委員長。

○藤原浩平副委員長 それではまず、諮問第 6 号、諮問第 8 号、諮問第 10 号、諮問第 12 号及び諮問第 16 号について御説明いたします。

「下水道使用料の督促処分に対する審査請求に係る諮問について」の答申（案）であります。「下水道使用料の督促に係る事務は、違法、不当とは認められず、処分庁である企業局長が行った処分は妥当である。したがって、下水道使用料の督促処分に対する審査請求については、棄却すべきである。」

以上の案を提案したいと思います。

続きまして、諮問第 7 号、諮問第 9 号、諮問第 11 号、諮問第 13 号、諮問第 14 号及び諮問第 15 号について御説明いたします。

「下水道使用料の徴収処分に対する審査請求に係る諮問について」の答申（案）であります。「下水道使用料の徴収に係る事務は、違法、不当とは認められず、処分庁である企業局長が行った処分は、妥当である。したがって、下水道使用料の徴収処分に対する審査請求については、棄却すべきである。」

以上の案を提案したいと思います。

○木戸喜美男委員長 それでは、各諮問に対する答申書(案)について各委員から、御意見等をいただきたいと思ひます。

御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○木戸喜美男委員長 意見はないようですので、各答申書（案）のとおり答申することによろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○木戸喜美男委員長 それでは、各答申書（案）のとおり答申することに決しました。

以上で、今期定例会において本委員会に付託された諮問に対する答申書(案)の審査は終了いたしました。

以上をもって、本日の案件は全て終了いたしました。

これにて、本日の委員会を閉会いたします。

(会 議 終 了)